

長南町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車者のヘルメットの着用を促進することにより、自転車に係る交通事故の防止及び被害の軽減を図るため、予算の範囲内において自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、長南町補助金等交付規則（平成17年規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかのマーク付きの新品のものをいう。
ア SGマーク（一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。）
イ JCF公認マーク（公益財団法人日本自転車競技連盟が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。）
ウ CEマーク（欧州連合の欧州委員会が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。）
エ GSマーク（ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。）
オ CPS Cマーク（米国消費者製品安全委員会が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。）

- (2) 使用者 町内に住所を有する個人であって、自転車を利用するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 使用者が使用するヘルメットは、令和7年4月1日以降に購入したものであること。
(2) 長南町又は他の自治体からヘルメットに係る購入費について補助を受けていないこと。
(3) 長南町暴力団排除条例（平成24年長南町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
(4) 世帯全員が町税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、ヘルメットの購入に要する経費（送料、装飾品等除く）の範囲内で、1個につき購入金額の2分の1で2,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する経費の額に100円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金を受けることができる回数は、使用者1人につきヘルメット1個分かつ1回限りとする。

(交付の申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、長南町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの使用者の氏名及び住所が確認できる書類
- (2) ヘルメットの購入代金の支払手続が完了したことを証する書類
- (3) 補助金の振込先口座が確認できる通帳等の写し
- (4) 第2条第1号アからオまでに掲げる認証の確認ができるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、長南町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の申請に基づき、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 申請者又は添付書類の内容に、事実と異なることが判明したとき。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

別記

第1号様式（第5条関係）

長南町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

年　月　日

長南町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号 ()

長南町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用者及びヘルメット等

ヘルメットの使用者			購入したヘルメット			補助金申請額 ※2 (町記入欄)
氏名	生年月日	申請者との関係	メーカー 品名・品番	安全基準 ※1	購入価格 (税込)	
	年　月　日				円	円
	年　月　日				円	円
	年　月　日				円	円
	年　月　日				円	円
補助金申請額合計						円

※1 安全基準：SG、JCF、CE、GS、CPSCなど

※2 補助金申請額：ヘルメットの購入金額の2分の1（上限2,000円）

（送料、装飾品等除く）

2 振込先

金融機関名 支店名	銀 行 信用組合 協同組合								本 店 支 店 出張所					
種別	1 普通 2 当座				口座番号									
口座人名義 (カタカナ)														

※申請者名義の口座を記載

※口座人名義(カタカナ)は、氏と名の間は1マス空け、濁点は1マス使用してください。

添付書類

- (1) ヘルメット使用者の氏名及び現住所が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードの表面、健康保険証、住民票の写し）
- (2) 代金の支払手続が完了したことを証する書類（領収書等で以下の内容が分かるもの）
 - ①申請者又は使用者の氏名
 - ②領収日
 - ③領収金額
 - ④品名・品番（ヘルメットの購入が分かるもの）
- (3) 口座が確認できる書類（振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し等）
- (4) 安全基準の認証が確認できる書類（カタログや認証マークの写真等）
- (5) その他必要な書類

3 誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

次の事項を確認し、誓約又は同意します。

この書類に記載したヘルメットの使用者本人が着用し、転売、譲渡等を目的としたものではありません。

購入したヘルメットは新品であり、中古品（未使用品含む。）ではありません。また、安全基準に適合しています。

長南町暴力団排除条例（平成24年長南町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではありません。

過去に同一のヘルメットに対する他の補助金（他自治体からの補助金も含む。）の交付を受けていません。

補助金交付後、この補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。

長南町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うこと並びに必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。

長南町から、報告・調査の求めがあった場合はこれに応じます。

年　月　日

申請者氏名（自署）

第2号様式（第6条関係）

第2号様式(第6条関係)

長南町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定(却下)通知書

年　月　日

様

長南町長　印

年　月　日付けで申請(請求)のあった補助金については、下記のとおり交付(却下)することに決定したので、長南町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

補助金の交付	交付する	却下する
補助金の額		円
却下する理由		

備考1　この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求することができます。

2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として(町長が被告の代表となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。